

### 【支援金概要】

エネルギー価格の高騰により、経費において燃料代が大きな割合を占める運送事業者に対し、社会的インフラとして重要な、物流を担う運送事業者の事業継続を図ることを目的として応援金を支給します。

### 【対象者】

市内公共交通及び運送事業者

(中小企業に該当しない公共法人及び大企業を除く)

### 【対象要件】

①市が求める「**新たな生活様式**」を実践している方。

②**市税の完納者**。

上記の①及び②の全てを満たす方。

### 【応援金額】

以下の車両の保有数に応じて計算

**普通車両 1台あたり15,000円**

**大型車両 1台あたり20,000円**

※なお、対象となる車両は、令和4年4月1日までに登録された、自走が可能な事業用車両が対象です。(緑・黒ナンバー登録車両)

計算例)

普通車両：5台 5台×15,000円 = **75,000円**

大型車両：3台 3台×20,000円 = **60,000円**      **応援金額：135,000円**

### 【支給要件】

- 今後も事業を継続する意思のある方。
- 本応援金申請時まで以下の取り組み実践する方。  
(「**新たな生活様式(北海道スタイル)**」に基づく)
  - ・ スタッフのマスクの着用や小まめな手洗いに取り組む
  - ・ スタッフの健康管理を徹底する
  - ・ 施設内の定期的な換気を行う
  - ・ 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行う
  - ・ 人と人の接触機会を減らすことに取り組む
  - ・ お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかける
  - ・ 店内掲示やホームページなどを活用し、店舗の取り組みをお客様に積極的にお知らせする

## 【申請期間】

申請期間 (2022) (2023)  
: 令和4年11月10日から令和5年1月31日

## 【申請書類】

必要書類は以下のとおりです。法人・個人事業主で一部提出書類が異なります。

### 《個人・法人共通》

- ①エネルギー価格高騰対策運送事業者等応援金申請書（市所定）
- ②誓約書（市所定）
- ③該当車両にかかる車検証の写し・車両写真  
車両写真については、正面から撮影しナンバープレートがわかるものを添付下さい
- ④通帳の写し(振込先の確認のため口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページ)
- ⑤市税完納証明書

### 《個人事業主》

- ⑥直近の  
所得税の確定申告書の写し  
(青色申告の場合は、所得税青色申告決算書  
も含めて提出下さい)

### 《法人》

- ⑥直近の  
法人税の確定申告書（別表一）及び  
法人事業概況説明書の写し

※個人事業主で、該当年度において「市町村民税・特別区民税・都道府県民税」  
を申告をしている方については、  
・該当する「市町村民税・特別区民税・都道府県民税」の申告書類の写し  
・開業届の写し を提出してください。

※申請書類等については市HPよりダウンロードし印刷してください。

また、印刷が難しい場合には、下記住所にて印刷したものを配布しています。

## 【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し提出。令和5年1月31日必着。  
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力郵送での提出に  
ご協力ください。

## 【支給の決定】

- (1)申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは応援金を支給します。**応援金は申請書確認後、順次支給する予定です。**
- (2)申請書類の審査の結果、本応援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。
- (3)審査の結果、本応援金を支給しない旨を決定したときは、後日、不支給に関して通知します。

※申請書類を確認する中で、不明な点などがあれば、電話等により内容を確認  
させていただくことがございます。

## 【その他】

- (1) 本応援金の支給決定後、事業者に申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本市応援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者に応援金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 本応援金の支給に際し、必要に応じ各種感染対策の確認や営業状況の確認のため、事前に連絡なく事業所を訪問する場合があります。
- (3) 事業者が下記に該当する場合は、応援金の支給対象となりません。
  - ①事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に自主的に関与していると認められる。
  - ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
  - ④事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している認められる。
  - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書類に記載された情報を、公的機関（税務当局、警察、保健所等）に提供する場合があります。

### 《申請書提出先・問合せ先》

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地 士別市役所第2庁舎（新庁舎向かい）

### 士別市経済部商工労働観光課

TEL：0165-26-7137 FAX：0165-22-2478

受付時間 月～金 8：30～17：15

